

高齢者虐待防止について

1 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止に対応するため、平成 18 年 4 月 1 日に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、法という。）が施行され、高齢者の介護に関わる者の義務等が規定されています。高齢者への虐待を未然に防ぐためには、法に基づき、関係機関がそれぞれの役割を認識することが必要です。

2 高齢者虐待防止法による定義

【高齢者】 65 歳以上の方

【高齢者虐待】 ①養護者による高齢者虐待

（養護者とは「高齢者を現に養護するものであって要介護施設従事者等以外の者」）

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

【養介護施設従事者等】

区 分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 地域包括支援センター
養介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居宅生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス事業 ・ 地域密着型サービス事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 介護予防サービス事業 ・ 地域密着型介護予防サービス事業 ・ 介護予防支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

このような行為は**高齢者虐待**にあたります

高齢者：65歳以上の方

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

- ・叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口にさせる、やけどを負わす
- ・ベッドに縛り付ける、身体拘束・抑制、意図的に薬を過剰に服用させるなど



介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護すべき義務を著しく怠ること

- ・空腹状態、脱水症状、栄養失調
- ・入浴させない、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- ・室内にごみを放置するなど、不衛生で劣悪な住環境の中で生活させる
- ・必要な介護・医療サービスを正当な理由なく制限するなど

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又著しく拒絶的な対応、著しい心理的な苦痛を与える言動を行うこと

- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどしたりし、恥をかかせる
- ・子ども扱いする、侮辱する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、話しかけに対し無視するなど

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をする又はさせること

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要するなど



経済的虐待

養護者や親族が高齢者の財産を不当に処分する、又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用するなど

3 通報義務等

養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない（法第5条第1項）とされています。

【参考】「栃木県高齢者虐待マニュアル」は栃木県ホームページに掲載しています。

ホーム ）（テーマから探す）福祉・医療 ）高齢者 ）高齢者福祉 ）高齢者虐待対策について

(1) 通報義務について

●養護者による高齢者虐待の通報の義務（法第7条第1項）

養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

●養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報義務（法第21条第1項）

養介護施設従事者等は、従事している養介護施設等において、養介護施設従事者等から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(2) 通報等による不利益禁止等について

●刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。（法第7条第3項、第21条第6項）

●養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。（法第21条第7項）

・こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまふことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

・ただし、これらの規定については「虚偽であるもの及び過失による」は除くとされており、「高齢者虐待の事実がないのに通報したり」（虚偽であるもの）、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない通報」（過失によるもの）の場合は、不利益禁止等の対象とはならないので注意が必要です。

【参考】公益通報者保護法（H18.4.1 施行）

この法律では労働者が、事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護（公益通報をしたことによる解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止）が規定されています。

所定の要件 ①不正の目的で行われた通報でないこと

②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

③当該法令違反行為を通報することが、その発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認めた場合

通報者の秘密は守られます

高齢者虐待防止法では、養護者及び養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、誰もが市町村に通報しなければならないと規定されています。



養護者による高齢者虐待

家庭内等での虐待を発見した時は、市町村の担当窓口へ通報します。特に生命や身体に重大な危険がある時の通報は義務です。

養護者とは

高齢者虐待防止法第2条第1項第2号に規定する養護者（家族、親族、同居者等）



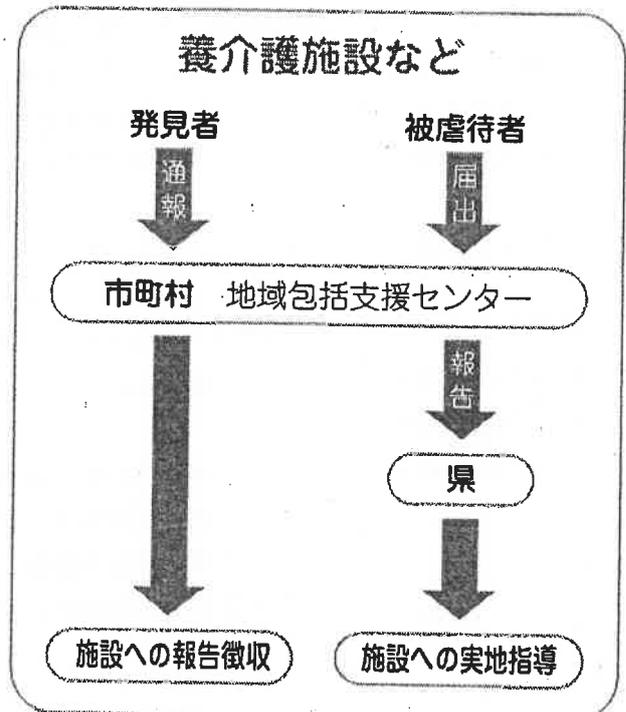
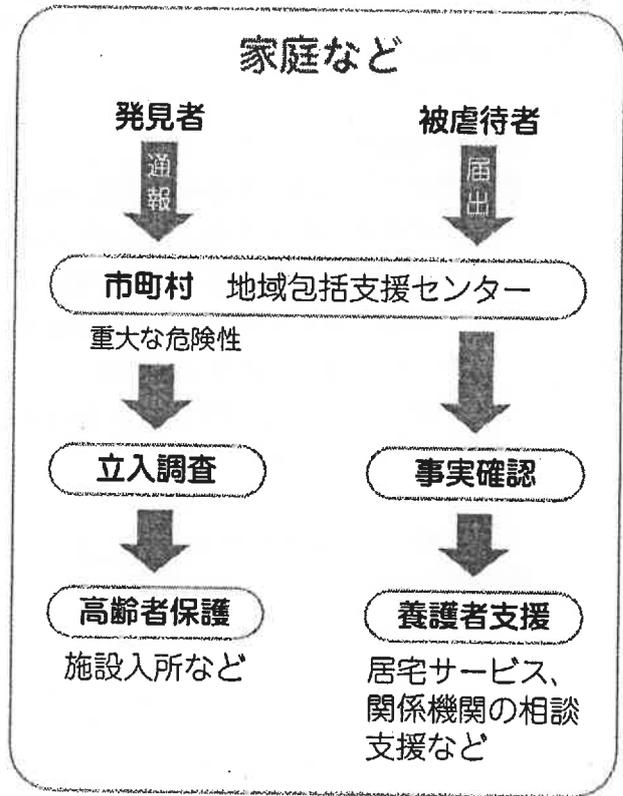
養介護施設従事者等による高齢者虐待

施設従事者等が虐待を発見した時は、市町村担当窓口への通報義務があります。

また、施設従事者等以外でも、生命や身体に重大な危険がある時の通報は義務です。

養介護施設従事者等とは

老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設等における養介護業務の業務に従事する者



4 高齢者虐待防止の措置

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、従事者等への研修の実施、当該施設に入所する、又は当該事業のサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情処理の体制の整備、施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講ずるものとする。(法第20条)

(1) 高齢者虐待防止の取組について

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の問題は、単純に職員個人だけに原因を求められるものではありません。
- ・施設における高齢者虐待防止における取組が十分ではなく、養介護施設従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。
- ・養介護施設等は、職場内会議や施設（事業所）内研修を通じて絶えず虐待防止の意識の徹底を図るとともに虐待の早期発見システムを整備することが求められます。
 - * 養介護施設等の管理者においては、日頃から職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、要介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し報告等を適切に行う。
 - * メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応する。
 - * 日頃から、不適切ケア・虐待の発生を職員間でチェックする体制づくりを行う。
 - * 不適切ケア・虐待を発見した際の対応ルールを策定し、周知徹底する。

(2) 行政の調査への協力

- ・虐待の通報があった場合は、たとえそれが疑いであっても、市町村又は県の職員が要介護施設等に立入り、事実確認を行うことがあります。
- ・要介護施設等は、職員への事情聴取、書類の提示など、協力することが求められます。
- ・行政から協力依頼があった場合は、協力と併せて、施設自ら虐待の有無を確認する等の自主的取り組みが必要です。
- ・虐待の通報等があった場合、市町村長又は県知事は、施設の業務の適正な運営を確保して高齢者の安全を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使用することになります。(法第24条)

高齢者虐待早期発見チェックシート

- 虐待を早期に発見するためには、まず、「疑い」に気づくことが重要です。
- 疑わしいケースに遭遇した場合など、下記事項のチェックを行ってください。
- 該当箇所が多いほど、虐待の可能性が高まってきます。
- これらは、ほんの一例で、ほかにも様々なサインが発せられていることを認識する必要があります。

種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
身体的虐待の可能性	説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる		ちょっとしたことにおびえ、恐ろしがる	
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやみみずばれがある		「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある	
	回復状態がさまざまな段階の傷やアザ、骨折の跡がある		医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう	
	頭、顔、頭皮などに傷がある		医師や福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化する	
	臀部や手のひら、背中などにやけどの跡がある		傷やアザに関する説明のつじつまが合わない	
ネグレクトの可能性（介護放棄放任）	居住する部屋、住居が極端に非衛生的である、あるいは異臭がする		身体にかなりの異臭がする	
	部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している		適度な食事をとっていない	
	寝具や衣服が汚れたままであることが多い		栄養失調の状態にある	
	濡れたままの下着を身につけている		物事や周囲のことに対して極度に無関心である	
	かなりの程度の潰瘍や褥そうができています		疾患の症状が明白にあるにもかかわらず、医師の診断を受けていない	
心理的虐待の可能性	指しゃぶり、かみつぎ、ゆすりなどの悪習慣が見られる		不自然な体重の増減がある	
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えがある		過度の恐怖心、おびえを示す	
	ヒステリー、強迫観念、強迫行為、恐怖症などの神経症的反応が見られる		強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などが見られる	
	食欲の変化、摂食の障害（過食、拒食）が見られる			
性的虐待の可能性	歩行、座位が困難		人目を避け、多くの時間を一人で過ごす	
	肛門や女性性器からの出血や傷がある		医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう	
	生殖器の痛み、かゆみを訴える		自傷行為が見られる	
	ちょっとしたことにおびえ、恐ろしがる		睡眠障害がある	
	通常の行動が変化する			
経済的虐待の可能性	年金や財産などがあり財政的に困っているはずはないのに、お金がないと訴える		資産の状況と衣食住など生活状況との落差が激しい	
	財政的に困っているはずはないのに、本人や家族に費用負担のかかるサービスは受けたくないと言う		知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある	
	サービスの費用負担や生活費の支払が突然できなくなる			

種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
介護者・家族側	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる		高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする	
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている		経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしな	
	高齢者の健康に関して関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する		福祉や保健の専門家に会うことを嫌がる	

6 身体拘束に対する考え方

平成 12 年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体を自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすから落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- 切迫性 : 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性 : 身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性 : 身体拘束は一時的なものであること

○留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、基準省令において事業者は以下の措置を講じなければならないこととされています（平成30年度施行）。

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（※）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

なお、上記の基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。